

公益財団法人京阪神ケーブルビジョンケーブルテレビ放送サービス契約約款
(K C V御津地区)

公益財団法人京阪神ケーブルビジョン（以下「K C V」という。）と、K C Vが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によるものとします。

(K C Vが提供するサービス)

第1条 K C Vは、総務大臣の認めた区域（以下「業務区域」という。）において、加入者に次の「サービス」を提供します。

- (1) K C Vが定めたテレビジョン放送、FMラジオ放送の同時再放送サービス。
- (2) 上記に付帯するサービス。

(加入契約の単位)

第2条 加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行うものとします。

(加入契約の成立)

第3条 加入契約は、K C Vのサービスの提供を受けようとする者（以下「加入申込者」という。）があらかじめ本約款を了承し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上提出し、K C Vがこれを承諾したときに成立するものとします。

2 K C Vは、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) K C Vのサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。
- (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
- (3) 加入申込書の記入事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます。）がある場合。
- (4) 加入申込者がK C Vの放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。
- (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- (6) 料金等のお支払方法について、K C Vが定める方法に従っていただけない場合。
- (7) 加入申込者が本約款に違反する恐れがあると認められる場合。
- (8) その他、K C Vの業務に著しい支障がある場合。

(契約の有効期限)

第4条 加入契約の有効期限は、契約成立の日から6ヶ月間とします。ただし、契約満了の10日前までに、K C V・加入者とも何ら文書による解約の意思表示をしない場合には、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

(初期契約解除制度)

第5条 加入申込者は、本加入申込書を提出した日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回又は加入契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じません。
- 3 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行った場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 4 前項の規定にかかわらず加入契約後、工事等を着工済み、又は完了済みの場合には加入申込者はその工事に要した全ての費用を負担するものとします。
- 5 第1項の規定にかかわらず加入契約の申込み後、工事等が未着工または未完了の状態であるときは、加入申込者は申込みの撤回または加入契約の解除を行うことができます。この場合は加入申込者に対し、金銭等を請求されることはありません。

(加入契約の解約)

第6条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、直ちにK C Vに文書で申し出るものとします。

- 2 加入者は、解約の場合、利用料の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）をK C Vが指定する日までに精算するものとします。
- 3 サービスの停止は、K C V又はK C Vの指定する業者が行うものとします。
- 4 加入契約を解約した場合、加入料、手数料等の払い戻しは致しません。なお、再加入の際には、加入料、手数料をいただきます。
- 5 解約の場合、K C Vは、サービスの提供を停止し、加入者は解約に伴う別に定める工事費等をお支払いいただきます。ただし、撤去にともない加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

(加入料)

第7条 加入者は、料金表に定める加入料を支払うものとします。

- 2 K C Vは、加入料を改定することがあります。

(工事費等)

第8条 加入者は、料金表に定める工事費等を支払うものとします。

2 KCVは、工事費等を改定することがあります。

(利用料)

第9条 加入者は、サービス開始日の属する月から、料金表に定める利用料を支払うものとします。

2 KCVは、加入者が利用する全てのサービスを月のうち継続して10日以上にわたり提供しなかった場合は、前項の規定にかかわらず当該月分の利用料を無料とします。ただし、天災地変、その他KCVの責に帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

3 NHKの受信料は、本約款に定める利用料に含みません。

4 KCVは、経済環境等の変動に伴い利用料を改定することがあります。

(支払時期・方法)

第10条 加入者は、加入料、手数料、利用料並びに工事費等の支払をKCVが別途指定する支払期日までに、指定する方法により支払うものとします。

(遅延利息)

第11条 加入者は、加入料、手数料、利用料並びに工事費等の支払を支払期日より遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年利14.6%の遅延利息金をKCVに支払うものとします。

(承諾事項)

第12条 加入者は、以下の事項をあらかじめ承諾していただくものとします。

(1) 加入者の都合により第10条(支払時期・方法)以外の支払方法において発生した入金費用又は訪問集金費用、KCVが督促手続きを行った場合の費用、支払に関する公正証書の作成費用は、加入者が負担することとします。解約された後についても同様とします。

(2) 加入者は、KCVが有する、加入者の料金その他の責務についての債権を譲渡することがあることをあらかじめ承諾していただきます。

(施設の設置工事及び費用の負担等)

第13条 KCVが別途指定する信号引渡し端子までの施設(以下「KCV施設」という。)をKCVが所有し、以降の施設(以下「加入者施設」という。)を加入者が所有するものとします。

2 KCV施設の設置工事及び保守等は、KCV又はKCVの指定する業者が行うものとします。

3 加入者施設の設置工事及び保守に要する費用は、加入者が負担するものとします。

(施設の設置場所の無償提供等)

第14条 加入者は、施設を設置するため、加入者が所有又は占用する土地、建物等を無償でKCVに提供するものとします。

2 加入者は、KCV施設及び加入者施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときには、加入者は責任をもって解決するものとし、KCVはその責を負わないものとします。

3 加入者は、KCV又はKCVの指定する業者が設備の検査、修理その他を行うため、施設にかかわる敷地、家屋、構築物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

(KCVの維持管理責任)

第15条 KCVは、KCV施設が常に良好な運用状況を保つよう施設の維持管理に努めるものとします。ただし、加入者は施設の維持管理の必要上サービスの提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

2 加入者から受信不良等について申し出があった場合には、KCVは速やかに調査し対策を講ずるものとします。受信不良等の原因が加入者施設に起因する場合は、その修復に要する費用は加入者が負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意又は過失によりKCVの施設に故障を発生させた場合は、その施設の修復に要する費用を負担していただくほかKCVの受けた損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第16条 KCVは、施設の維持管理の必要上、やむを得ずサービスの提供の一時中断をすることがあります。この場合、KCVは、事前に加入者にその旨を通知するものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

2 KCVは、サービスの内容を変更する場合があります。なお、変更によっておこる損害の賠償には応じません。

3 KCVは、次に該当する場合に対する損害の賠償には応じません。

(1) 天災地変、事変、その他の災害などKCVの責に帰すことのできない事由によりサービスの提供の停止を余儀なくされた場合。

(2) KCVの責に帰さない事由又は受信障害により放送内容の全部又は一部の音声不能並びに画面症状(画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。)が発生した場合。

4 KCVは、サービスの利用により発生した加入者と第三者との間に生じた加入者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた加入

者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

(禁止事項)

第 17 条 加入者は、この契約により生じる加入者の権利、義務及び利益は、第三者への譲渡、承継又は販売はできません。ただし、相続その他の原因によって異動を生ずる場合は、すみやかに K C V に通知し協議していただきます。

2 加入者は、K C V が提供するサービスを、第三者にデジタルコピー並びにテープ等の記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

(名義及び住所変更)

第 18 条 次の場合、加入者は加入名義及び住所の変更をすることができます。

(1) 加入者が業務区域内において住所変更を行った場合。

(2) 相続する場合及び法人たる加入者が合併等により名称を変更するとき。

2 前項の名義及び住所の変更手続については、加入者が K C V に対し文書で申し出るものとします。

(加入申込書記載事項の変更)

第 19 条 加入申込書に記載した事項について変更がある場合には、加入者は文書によって K C V に申し出るものとします。

(加入者変更)

第 20 条 K C V の業務区域内において何ら工事することなく K C V のサービスが受けられる状態の家屋である場合、加入申込者は加入者変更の手続を行い、料金表に定める加入者変更手数料を支払うものとします。

(一時停止及び再開)

第 21 条 加入者が、K C V のサービスの一時停止又は再開を希望する場合は、K C V に文書で申し出て、料金表に定める一時停止手数料又は再開手数料を支払うものとします。

2 一時停止を申し出た日の属する月までの料金は有料とし、その再開の場合は第 9 条 (利用料) に準ずるものとします。

3 一時停止期間は最長 6 ヶ月間とします。6 ヶ月を経過しても再開の申し出がない場合には、6 ヶ月が経過した日の翌日をもって解約の申し出があったものとします。

(利用料の精算)

第 22 条 加入契約が解約となった場合において、すでに支払われた利用料に過払額がある場合は、これを返戻します。この場合、料金表に定める利用料を前納で支払った加入者の未経過期間に対して返戻する過払額は、前納支払額を支払期間に応じて等分し算出した額 (1 円未満の端数は切り捨て) に未経過月数を乗じた額とします。

2 利用料が支払われた期間の利用料について、その料金の改定があり、過払額が生じた場合は、改定額により精算して返戻します。

(サービスの停止及び解除)

第 23 条 K C V は、加入者に次のような義務違反又は違法行為があった場合、何らの通知、催告なしに加入者へのサービスの提供を停止し、又は加入契約の解除を一方的に行うことができます。

(1) 加入料、工事費、手数料を期日までに支払わなかった場合、又は利用料を累計で 3 ヶ月分滞納した場合。

(2) 加入者の故意又は過失により K C V 施設に損害を与えた場合。

(3) 加入者が K C V の提供するサービスを著作権法に違反して使用した場合。

(4) その他本約款の定めに違反した場合。

2 前項により加入契約を解除した場合は、第 6 条 (加入契約の解除) 第 2 項から第 5 項までの規定を準用します。

(個人情報の取扱い)

第 24 条 K C V は、サービスの提供に係る氏名もしくは名称、電話番号、携帯電話の電話番号、住所もしくは居所又は請求書の送付先等の情報をサービスに係る契約申し込み及び締結、工事、料金の適用又は料金の請求、維持管理業務、その他の K C V の契約約款等に係る業務の遂行上、必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上、必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を K C V と維持管理業務保守契約を締結し業務委託している者及びサービスの提供に係る金融機関に提供する場合を含みます。

なお、サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は適正に取り扱うとともに、委託先に対し必要かつ適切な監督を行い、K C V が公開する個人情報の保護に関する宣言書において定めます。

(約款の改正)

第 25 条 K C V は、本約款を総務大臣に届出た上、改正することがあります。

(専属的合意管轄裁判所)
 第 26 条 加入者と K C V との間における一切の訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(定めなき事項)
 第 27 条 本約款に定めなき事項が生じた場合、K C V 及び加入者は約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

付則

- 1、K C V は特に必要があるときは、本約款に特約を付することができるものとします。
- 2、一括加入、業務加入等については別途定めます。
- 3、本約款は、令和元年 10 月 1 日から施行します。

料金表 / K C V 御津地区

(加入料)

項目	金額	備考
加入料	25,000円 (消費税抜き)	
(1世帯につき)	27,500円 (消費税込み)	

(工事費等)

項目	金額	備考
引込工事費 戸建住宅 (標準工事費)	30,000円 (消費税抜き) 33,000円 (消費税込み)	戸建住宅以外の場合は別途見積りいたします。
引込線撤去費 戸建住宅 (標準工事費)	10,000円 (消費税抜き) 11,000円 (消費税込み)	戸建住宅以外の場合は別途見積りいたします。

(利用料)

項目	金額	摘要
戸建住宅 (1世帯につき)	1,000円 (消費税抜き)	月額
	1,100円 (消費税込み)	
	5,700円 (消費税抜き)	6ヶ月前納
	6,270円 (消費税込み)	
事務所、集合住宅、ホテル等 (2台目まで)	1,000円 (消費税抜き)	月額
	1,100円 (消費税込み)	
	5,700円 (消費税抜き)	6ヶ月前納
	6,270円 (消費税込み)	
事務所、集合住宅、ホテル等 (3台目以降1台につき)	700円 (消費税抜き)	月額
	770円 (消費税込み)	
	4,000円 (消費税抜き)	6ヶ月前納
	4,400円 (消費税込み)	
	7,800円 (消費税抜き)	12ヶ月前納
	8,580円 (消費税込み)	

(諸手数料)

項目	金額	備考
加入者変更手数料	1,000円 (消費税抜き)	
	1,100円 (消費税込み)	
一時停止手数料	1,000円 (消費税抜き)	一時停止時に納付
	1,100円 (消費税込み)	
再開手数料	1,000円 (消費税抜き)	一時停止による再開時に納付
	1,100円 (消費税込み)	

(その他事項)

項目	金額	備考
承諾事項に係る各費用 出張点検・補修費等	実費	実費は K C V 又は K C V が指定する業者が別途見積りいたします。

(注) 利用料の納入方法は、6ヶ月前納払い又は12ヶ月前納払いを原則とします。